

## 警察証明事務取扱要領の制定について

昭和41年1月18日  
例規（務・会・庶・交総）第5号

最近改正 平成29年12月25日例規（交規）第98号

このたび、別記のとおり警察証明事務取扱要領（以下「要領」という。）を制定し、警察証明事務の適正を期することとしたので、次の事項に留意し、誤りのないようにされたい。

なお、「警察証明事務の取扱について」（昭和34年10月29日例規大警務第1209号）は、廃止する。

### 1 要領制定の趣旨

警察証明事務の過半数を占めている盗難、遺失等の届出証明は、当該事実の証明ができない場合でも、願出人の立場を考えて、形式的に届出受理証明を行ってきたが、このような証明は、あまり意味がなく、警察及び願出人にとって負担となるばかりでなく、悪用されるおそれもあるので、行政の民主化、能率化の見地から関係官公庁に申し入れて、今後、この種の届出証明は、原則として、法令等により証明書の提出を義務づけられているものに限定することとし、この機会に警察証明に関する通達を整理統合し、一般的な証明事務処理の基準を定めることとした。

### 2 警察証明の発給基準

警察証明の発給は、要領第2（証明発給の基準）に掲げるもの及び別に定めがあるものに限定することとした。

警察証明の発給について別に定めがあるものは、次のとおりである。

- (1) 警察に協力援助した者の給付の求償に関する必要な証明（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する実施規程（昭和43年大阪府警察本部告示第38号）第22条第2項）
- (2) 警察経歴証明（恩給給与規則（大正12年勅令第369号）第2条、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府、文部省、自治省令第1号）第120条等）
- (3) 海外渡航者等の犯罪経歴証明（犯罪経歴証明書発給要綱（平成21年7月1日警察庁丙鑑発第12号、丙刑企発第20号））
- (4) 火薬類の運搬証明（火薬類に関する事務取扱規程（平成20年訓令第19号））
- (5) 自動車保管場所証明（自動車の保管場所証明事務等取扱要領（平成3年6月28日例規（駐）第46号））
- (6) アーケード設置に関する道路使用許可見込証明（道路使用許可等取扱要綱（平成29年12月25日例規（交規）第97号））
- (7) 青色防犯パトロール適格団体証明（青色防犯パトロールに関する事務取扱要領（平成18年6月30日例規（生総）第89号））

### 3 発給規制に伴う措置

- (1) 盗難、遺失等の届出証明書が主として提出されている在阪の各省出先機関、大阪府、各市町村、公立高等学校を所管する各教育委員会、各大学、各高等学校、各生命保険相互会社及び各損害保険会社に対しては、本部から別添1の1から別添1の6までの文書により盗難、遺失届出証明の廃止について協力方を依頼している。しかし、府、市の出先機関等のうちにはこのことが徹底されていない場合も考えられるので、これらの出先機関の所在地を管轄する警察署にあつては、これらの出先機関に警察証明規制の趣旨を連絡するなどして、円滑に証明の規制が実施できるよう配慮すること。
- (2) この種の警察証明を従来から要求している会社、事務所等については、その所在地を管轄する警察署において、あらかじめ、届出証明を発給しない旨の申し入れ、又は府民からこの種証明の申請を受理した際は、これを要求している会社、事務所等に電話で届出証明の規制の趣旨を説明するなどして、府民が困惑することのないよう適切な措置をすること。
- (3) 警察署、交番、駐在所等にあつては、発給規制の対象となっている物件の盗難若しくは遺失の届出を受理したとき又は証明の申請を受けたときは、別添3の「遺失、盗難届出証明発給規制の趣旨」により届出人又は申請人に対し、警察証明発給規制の趣旨を懇切丁寧に説明し、府民の理解と協力を得るよう万全を期すること。

### 4 証明事務手続の基準

要領第2に掲げる証明及び別に定めのある証明の処理手続について一般的な基準を定め、証明発

給に伴う不祥事案の防止をはかることにした。

5 所管外の証明申請に対する措置

交通事故証明、居住証明、被災証明その他警察の所管事務以外の事項に係る証明の願出を受けた場合は、警察の所管外である旨を説明するとともにその取扱機関を教示すること。

別記

警察証明事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府警察における証明事務取扱いの適正をはかるため必要な事項を定めるものとする。

第2 証明発給の基準

1 警察で取り扱う証明は、別に定めがあるもののほか、次の表のとおりとする。

証明を発給する対象		備考（根拠）
ア 右欄に掲げる物件の盗難又は遺失届出証明	恩給証書	恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）第15条
	宅地建物取引業免許証	(1) 盗難届出証明に限る。 (2) 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第4条の3
	旅券	旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第13条
	在留カード	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の12
	特別永住者証明書	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第13条
	在留資格証明書	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第44条
	仮放免許可書	出入国管理及び難民認定法施行規則第49条
	有価証券	公示催告の申立て（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第116条）又は株券喪失登録請求（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第47条）の場合に限る。
	雑損控除の対象となる物件	雑損控除申告（所得税法（昭和40年法律第33号）第72条）の場合に限る。
	原動機付自転車及び同標板	
イ 証明の対象物件、用途等が上記盗難届出証明に準ずる詐欺、横領その他の犯罪被害届出証明		
ウ 手形の偽造又は変造被害届出証明		
エ 行方不明者及び迷い子の保護願出証明		
オ 参考人としての呼出証明		
カ 被留置者等の身柄拘束に関する証明		
キ その他警察事務に属する事項で、他に証明を行う官公庁等がなく、その証明がない場合には願出人がその責によらないで著しい不利益を受けることが明らかであるなど特別な事情が認められる証明		

- 2 証明の発給は、事件及び事故の取扱記録、願届出書等により、証明内容の事実又は届出を受理している事実が確認できるものに限る。

### 第3 証明事務処理の基準

所属における証明事務は、次の基準により処理するものとする。

#### 1 証明願の受理

証明願（様式の定めがあるものは、当該様式による。様式の定めがないものは、申請人が提出する任意の申請書又は口頭申請による。）は、主管係で受理し、申請・届出簿（自動車保管場所証明にあつては、自動車の保管場所証明事務等取扱要領別記様式第8号の自動車保管場所管理事務処理簿。後記4及び5において同じ。）に必要事項を記載する。

#### 2 証明事項の調査及び証明書の作成

- (1) 主管係において、次の調査を行い、当該証明願の内容が届出事項若しくは事実と相違する場合又は当該願出にかかる届出若しくは事実がない場合は、その旨及び証明できない旨を申請人に説明して証明願を取り下げさせる。

ア 届出証明については、被害届書又は遺失届書により届出の有無、届出事項と証明願の内容との相違の有無等について調査する。

イ 事実証明については、当該事件若しくは事故の取扱記録又は実地調査等により、当該事実の有無、当該事実と証明願の内容との相違の有無その他当該事実証明について別に定めのある事項等を調査する。

- (2) 上記調査の結果、証明願の内容が、届出事項又は事実と相違ない場合は、次により証明書を作成し、取扱者の認印を押印する。

ア 定められた様式による証明願については、その様式にしたがって必要な事項を記載する。

イ 申請人が提出した任意の様式による証明願については、その末尾の空白部分に「上記（右）のとおり相違ないことを証明する。」旨及び証明書作成の年月日を記入する。

ウ 盗難届出証明願又は遺失届出証明願が口頭でなされた場合は、別記様式第1により必要事項を記載する。

エ 上記ウ以外の証明願が口頭でなされた場合は、別記様式第1の様式に準じて、関係者の住所、氏名及び年齢、証明する事実、証明年月日等必要事項を記載する。

- (3) 作成した証明書に当該申請・届出書、事件事故の取扱記録又は実地調査報告書を添えて主管課長に提出する。

#### 3 主管課長の決裁

- (1) 主管課長は、証明発給の適否を決裁し、証明書を発給するものについては、副本証明願等に決裁印を押した上、公印の取扱者（文書主任者）に提出する。

- (2) 主管課長不在の場合の代決は、大阪府警察処務規程（昭和30年大阪府警察本部訓令第31号。以下「処務規程」という。）第10条の2の規定による。ただし、自動車保管場所証明及び道路使用許可見込証明については、代決は行わせないこと。

#### 4 公印及び認印の押印

- (1) 公印の取扱者は、主管課長の決裁を確認し、署長記名印及び公印を押印する。この場合、申請・届出簿の処理経過欄（決裁年月日欄）に決裁年月日を記入しておくこと。

- (2) 公印の取扱者不在の場合の代決は、処務規程第10条の2の規定による。

#### 5 証明書の発行

主管係において、申請・届出簿の処理経過欄（交付年月日欄）に発給年月日を記入し、証明書を申請人に交付する。

#### 6 その他

証明書が即時発給できない場合で、申請人が遠隔地の者であるときは、申請人の意思により郵送等の手続をとることができる。

### 第4 自動車の盗難被害届出の準証明

自動車の盗難被害届出に関する事項（自動車税控除申請の場合に限る。）について、大阪府各府税事務所から照会があつたときは、次によつて回答するものとする。

- 1 文書（別記様式第2）による照会の場合は、次の表に掲げる要領により回答書を作成するほか、証明事務の処理要領に準じて受理、調査、主管課長の決裁、公印の押印、申請・届出簿の記載及

び回答書の送付を行うものとする。

調査結果		回答書（照会文書の下部）の記載要領
1	照会事項が受理している届出内容と一致している場合	a 回答事項欄の「1」を○印で囲む。 b 届出事項等欄に届出の内容を記載する。
2	照会事項が受理している届出内容と若干相違している場合	a 回答事項欄の「2」を○印で囲む。 b 届出事項等欄に受理している被害届等により届出の内容を記載する。
3	照会事項が届出事項と推定できないほど相違している場合	a 回答事項欄の「3」を○印で囲む。 b 届出事項等欄の担当課のみ記載する。
4	照会事項に該当する届出の受理がない場合	

2 電話による照会の場合は、文書による照会の回答に準じて回答するものとする。



別記様式第2

第 号  
年 月 日

大阪府 警察署長 殿

大阪府 府税事務所長 印

府税の賦課徴収上必要ですので、下記自動車の盗難被害届出受理等について調査の上、ご回答をお願いします。

なお、届出人は、届出事実に係る本件調査に同意しています。

記

被害年月日	年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃までの間
被害場所	
届出年月日	年 月 日 被害届受理番号
届出人氏名	
被害者	住所
	氏名
登録番号	車名
車台番号	
備考	

本件調査の結果を次のとおり回答します。

第 年 月 日

大阪府 府税事務所長 殿

大阪府 警察署長 印

回答事項	1 届出を受理している。 2 調査事項記載の事項と相違している届出を受理している。 3 届出を受理していない。		
届出事項等	1 届出年月日	年 月 日	
	2 被害年月日	年 月 日 午前・午後 時 分頃から 年 月 日 午前・午後 時 分頃までの間	
	3 被害者		
	4 盗難被害自動車	1 相違無し 2 若干の相違 3 著しい相違	
	5 被害届受理番号		
	6 発見の有無	有 ( 年 月 日 ) ・ 無	
	7 担当課	課 係 (連絡先 内線 )	
備考			

写

別添1の1

務 第 521 号  
昭和40年10月25日

大阪入国管理事務所長  
 大阪税関局長  
 大阪陸運局長  
 近畿海運局長  
 大阪郵政貯金局長  
 大阪地方貯金局長  
 近畿電波監理局長  
 大阪労働基準局長  
 大阪芸芸学長  
 大阪外国語学長

大阪府警察本部長

警察証明事務の合理化について(依頼)

警察行政につきましては、なにかとご高配ご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のことにつきましては、さきに警察庁において、別紙写のとおり各省庁のご了解を得ておりまして、このことはすでに貴職にも通知されていることと存じますが、現在、警察が取扱っている証明事務は、その大多数が証明書、免許証等の盗難または遺失の証明に係るものであります。これらの盗難または遺失に関する事実の証

明はほとんど不可能であるため、警察としては、願出人のためやむを得ず「そのような内容の届出があつたことを証明」している実情であります。このような証明は、客観的に見てほとんど意味がなく、また願出人にも余分な負担をかけていることにもなつていられると思われまので、このたび、行政事務の合理化の見地から、全国的にこの種の証明事務は廃止し、実質的な証明が可能なもので、かつその証明を行なうことに意味のあるものについてのみ証明を発行することとなりましたのでご協力くださるよう依頼します。

なお、管下関係各機関へもこの旨ご連絡いただくようお願いいたします。

以上

注：別紙写として

- 大阪入国管理事務所長 別添2の1
  - 大阪陸運局長 別添2の2
  - 近畿海運局長 ”
  - 大阪郵政局長 別添2の3
  - 大阪地方貯金局長 ”
  - 近畿電波監理局長 ”
  - 大阪労働基準局長 別添2の4
  - 各国立大学長 別添2の5
- それぞれ添付送付している。

別添1の2

写

務 第 5 2 2 号  
昭和40年10月25日

大阪府知事 殿  
各市、町、村長

大阪府警察本部長

警察証明事務の合理化について(依頼)

警察行政につきましては、なにかとご高配ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

標記のことについて各省庁所管事務に関しましては、警察庁において、別紙写のとおり、中央機関の了解を得ており、このことは、すでに関係機関から、それぞれ通知されていることと存じますが、現在、警察の行なっている証明事務は、その大多数が証書、証明書等の遺失または盗難の証明にかかるものであります。これらの盗難または遺失に関する事実の証明はほとんど不可能であるため、警察としては、願出人のためやむを得ず、「そのような内容の届出があつたことの証明」として取扱つている実情であります。

しかし、このような証明は、客観的に見て、ほとんど意味がなく、また願出人にも余分な負担をかけていることにもなると思われまので、このたび、各都道府県警察とも行政事務合理化の趣旨に添つて、法令に規定されているものを除き、「実質的な事実の証明が不可能であるため単に形式的に届出を受理したことのみに証明する」証明事務は、廃止することにいたしましたので、よろしくご了承いただきたく、また貴庁所属の部局、下級機関等に対してもこの旨ご連絡いただくようお願いいたします。

なお、法令等に警察の証明を要することが規定されている次の証明は、今後も取扱いますので申し添えます。

- 恩給証書
- 外国人登録証明書
- 雑損控除申告の対象となる物件
- 原動機付自転車および同標板
- 宅地建物取引業免許証(府知事あての文書のみ記載)
- 旅券( " )
- 内閣総理大臣発行の身分証明書( " )

以上

参 考

盗難または遺失証明発行物件(例示)一覽		
名 称	提 出 先	
危険物取扱責任者免許証	府 消 防 救 助 課	
建築士免許証	府 建 政 課	
電気工事人免許証	府 工 業 課	
船員保険被保険者証	府 保 險 課	
狩猟免許証 鳥獣捕獲許可証	府 水 産 林 務 課	
健康保険被保険者証 厚生年金保険被保険者証 厚生年金証書 日雇労働者健康保険被保険者手帳	各 社 会 保 険 所	
失業保険受給者資格者証 失業保険日雇労働者被保険者手帳 失業対策事業紹介適格者手帳	各 公 共 職 業 所 安 定 所	
調理士、栄養士免許証 はり師、あんま師免許証 理容師、美容師免許証	各 保 健 所	
身体障害者手帳	地 方 事 務 所 各 市 ( 区 ) 福 祉 所 事 務 所	
母子手帳	各 市 ( 区 ) 役 所 各 町 村 役 場 各 保 健 所	
国民健康保険被保険者証 国民年金手帳 農地転用許可証 印 かん 米穀類購入通帳 転 出 証 明 書	各 市 ( 区 ) 役 所 各 町 村 役 場	

注：別紙写として、別添2の3を除き別添2の1から別添2の11までを添付送付している。

別添1の3

写

務 第 5 2 3 号  
昭和40年10月25日

教育委員会教育長 殿

大阪府警察本部長

警察証明事務の合理化について(依頼)

警察行政につきましては、なにかとご協力賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことにつきましては、警察庁において、別紙写のとおり文部省の了解を得ており、すでに同省から通知されていることと存じますが、現在、警察の行なつてい



る証明事務は、その大多数が、証明書、免許証等の遺失または盗難の証明に係るものであります。これらの盗難または遺失に関する事実についての証明はほとんど不可能であるため、警察としては、これを願出人のためやむを得ず、「そのようなことを内容とする届出があつたことの証明」すなわち届出受理証明として取扱つている実情であります。

しかし、このような証明は客観的に見てほとんど意味がなく、また、願出人に対しても余分な負担をかけていることにもなつていられると思われまますので、今後は、行政事務合理化の趣旨に添つて、実質的な事実の証明が不可能であるため「単に形式的に届出を受理したことをのみを証明する」この種の証明事務は廃止することにいたしましたので、よろしくご承りいただきたく、また貴教育委員会所管各市立高等学校にもこの旨ご連絡いただきますようお願いいたします。

以上

注：別紙写として、別添2の12を添付送付している。

別添1の4

⑤

務 第 5 2 4 号  
昭和40年10月25日

各 大 学 学 長 殿  
各 高 等 学 校 長

大阪府警察本部長

警察証明事務の合理化について（依頼）

警察行政につきましては、なにかとご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、警察の行なつている証明事務は、その大多数が、証明書、免許証等の遺失または盗難の証明にかかるものであります。これらの盗難または遺失に関する事実についての証明はほとんど不可能であるため、警察としては、これを願出人のためやむを得ず、「そのようなことを内容とする届出があつたことの証明」すなわち届出受理証明として取扱つている実情であります。

しかし、このような証明は客観的に見てほとんど意味がなく、また、願出人に対しても余分な負担をかけることにもなると思われまますので、今後は、行政事務合理化の趣旨に添つて、実質的な事実の証明が不可能であるため「単に形式的に届出を受理したことをのみを証明する」この種の証明事務は廃止することにいたしましたので、よろしくご承りいただきご協力をお願いいたします。

なお、このことにつきましては、警察庁から文部省に協力を依頼し、すでに別紙写のとおり同省から関係方面

に通知されておりますので、参考までに申し添えます。

以上

注：別紙写として、別添2の12を添付送付している。

別添1の5

⑤

務 第 5 8 3 号  
昭和40年12月8日

社 長 殿  
支 社 長 殿  
支 店 長  
各生命保険相互会社

大阪府警察本部長

警察証明事務の合理化について（依頼）

警察行政につきましては、なにかとご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、警察の行なつている証明事務は、その大多数が、証書類の遺失または盗難の証明にかかるものであります。これらの遺失または盗難に関する事実についての証明は、ほとんど不可能であるため、警察としては、これを願出人のためやむを得ず、「そのようなことを内容とする届出があつたことの証明」すなわち届出受理証明として取扱つている実情であります。

しかし、このような証明は客観的に見てほとんど意味がなく、また、願出人に対しても余分な負担をかけることにもなると思われまますので、行政事務合理化の趣旨に添い、警察庁の指示に基づき、全国各都道府県の警察において、このような「届出を受理したことをのみを証明するような形式的な証明」は、廃止することにいたしましたので、よろしくご承りいただき、ご協力をお願いいたします。

なお、このことにつきましては、関係各省、各地方自治体、各大学などにおいても、すでに了解を得ており、証書類の再発行等の手続には、警察証明の添付を要せず内部的にその事実を認定のうえ、事務処理されておりますので、参考まで申し添えます。

以上

⑤

別添1の6

務 第 5 8 4 号  
昭和40年12月8日

社 長 殿  
支 社 長 殿  
支 店 長  
各損害保険会社

大阪府警察本部長

警察証明事務の合理化について

警察行政につきましては、なにかとご協力賜わり、厚くお礼申し上げます。

このたび、行政事務合理化の趣旨から警察庁の指示に基づき、全国各都道府県の警察においては、盗難および遺失の届出受理証明を廃止することとなりました。

つきましては、さきに日本損害保険協会大阪地方委員会に「警察証明の廃止について」（昭和37年12月26日大警務第3421号。大阪府警察本部長発）の文書により依頼し、ご了承のもとに現在実施いたしております盗難届出の有無等に関する各損害保険会社からの警察に対する照会およびその回答も実質的には、盗難等の届出証明と変わりがないものでありますので、このたびの警察庁の指示もあり、全国的に斉一を期する意味から、今後、盗難被害についての照会に対する回答事務を廃止いたしたいと存じますので、よろしくご了承賜わり、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、盗難および遺失証明の廃止につきましては、関係各省、各地方自治体、各大学などにおいてもすでに了解を得ておりますので参考までに申し添えます。

以上

別添2の1

⑤

法務省秘能第168号  
昭和40年6月26日

警察庁長官官房長 殿

法務大臣官房秘書課長 長 島 敦

警察における証明事務の合理化について（回答）

客月18日付警察庁丙能発第13号をもつて御依頼の標記について下記のとおり回答します。

1 廃止措置を講じたもの

従来現金又は物品の亡失報告、保管金の受領書の亡失等に関して、警察署の盗難又は遺失届受理証明書を添付する取り扱いをしていた庁については、今後この取り扱いを要しないことに統一しこの旨本月18日付経甲(主)第3594号をもつて官房経理部長から所管各庁の長あて通知した。……添付別紙第1、同通知写参照。

2 廃止予定または廃止の方向において検討中のもの

(1) 外国人登録証明書の紛失に関するいわゆる紛失届出証明書については、外国人登録事務取扱要領の一部改正により、「登録証明書を事故によつて失つたと申立てた場合においてその事故の存否について疑いのあるときは、警察署長、消防署長、鉄道公安職員

等発給のその事故にかかる事実証明書（例えば火災証明、盗難届出証明等）」を提出せしめることに改め、本年8月1日から実施することとして客月25日付管登合第286号をもつて入国管理局長から都道府県知事あて通達した。……添付別紙第2同通達写及び同通達別冊「外国人登録事務取扱要領の一部改正」（該当部分のみの抄）参照

(2) 仮放免許可書の紛失に関する警察証明については、現在、入国管理局長からの通達により徴取することとなっているが、近く前記外国人登録事務取扱要領と同様に改めたいと考えている。

(3) 在留特別許可書等については通達により統一的に警察証明を必要とする取扱いはしていないが、地方機関の中には、警察証明を要求しているところもあるので、今後前記外国人登録事務取扱要領と同様の取扱いをするよう指導して行く予定である。

3 廃止不相当のもの

風俗営業の許可をうけていることの証明は、形式的に届出を受理したことのみを証明するものではなく、「事実の証明」であると解されるとともにこの証明は外国人の在留状況をは握するうえに必要な資料となる場合があるので、直ちに廃止相当と考えられない。

4 その他

金属くず商に雇われていた者でない証明は、退去強制手続の過程で特定の事案についてそのような証明を要求したことがあつたというもので、かかる証明は出入国管理に関する事務上恒常的に必要とするものではない。

以上

（通知写省略）

外国人登録事務取扱要領の一部改正（抄）

（昭和40年8月1日）  
法務省入国管理局

5 第8の1の(3)を次のように改める。

(3) 登録証明書を事故によつて失つたと申立てた場合においてその事故の存否について疑いのあるときは、警察署長、消防署長、鉄道公安職員発給のその事故にかかる事実証明書（例えば火災証明、盗難届出証明等）

別添2の2

⑤

官文第634号  
昭和40年6月16日

警察庁長官官房長 殿

運輸省官房長

警察における証明事務の合理化について(回答)

昭和40年5月18日付け警察庁丙能発第13号で依頼されました標記につきましては、当省としては下記の2件を除き異議はありません。下記2件につきましては今後ともよろしくお願いいたします。

記

- 1 自動車損害賠償保障法に基づく保険金等の請求に際して、交通事故のあつた日時、場所、加害者、被害者の氏名及び住所についての証明

このことにつきましては、法令によりこれらを証する書類を添付することを要求しており、警察において届出受理証明以外の証明が不可能な場合においても届出受理証明が必要であると考えております。これは、その地の事情に詳しい警察の証明を添付させることにより不正な請求を相当程度チェックできるからであります。

参考法令

- 1 被保険者の保険金請求(法第15条)  
自動車損害賠償責任保険普通保険約款
- 2 被害者の保険金請求(法第16条)  
自動車損害賠償保障法施行令第3条
- 3 仮渡金の請求(法第17条、施行令第6条)
- 4 政府への補償要求(法第16条4項、第17条4項、第61条2項)

自動車損害賠償保障法施行規則第28条

- 5 政府への保障金請求(法第71条、施行規則第27条)
- 2 風俗営業等取締法第2条の営業の許可に関する証明  
国際観光ホテル整備法に基づく登録に際しては、風俗営業を行なっている旅館については、当該風俗営業部分を登録部分から除外しており、また風俗営業を行なっているホテルについてはホテル全体の登録を認めないこととしており、そのため、当該営業の許可の有無及び許可の場所を正確に把握する必要があるため、この証明につきましては、登録申請者の申告のみに任せることはできず、公的な機関による証明が必要であります。

別添2の3



郵官文第259号  
昭和40年6月26日

警察庁長官官房長 殿

郵政大臣官房長

警察における証明事務の合理化について(回答)

対：警察庁丙能発第13号(40.5.18)

上記について、当省としては、日本電信電話公社に対し協力方連絡するとともに、全国の当省部内各機関に対し、別添のとおり郵政公報によつて周知し、その趣旨徹底をはかりましたので、ご回報申し上げます。

(郵政公報(昭和40年6月25日第3090号)参照)

別添2の4



労働省収総第132号  
昭和40年7月9日

警察庁長官官房長 殿

労働大臣官房長

警察における証明事務の合理化について

昭和40年5月18日警察庁丙能発第13号をもつて依頼のあつた標記のことについては、異議ありません。

なお、本件については、別紙写のとおり関係機関あて通知したので申し添えます。

(担当 労働大臣官房参事官)



労働省収総第132号の2  
昭和40年7月9日

殿

労働大臣官房長

警察における証明事務の合理化について

現在、警察の行なっている証明事務の合理化の趣旨から、今後、遺失又は盗難等の証明については、特別の事情あるものを除き、「実質的な事実の証明が不可能であるため、単に形式的に届出を受理したことのみを証明する」類の証明事務を廃止することについて別紙(1)のとおり、警察庁長官官房長から協力依頼があつたので、事務運営改善研究会を通じ検討の結果、別紙(2)のとおり、異議ない旨の回答をしたので、御了知のうえ、貴職関係機関に対して必要な措置を講ぜられたい。

なお、実質的な証明が可能で、かつ必要な場合の証明事務については、従来どおり行なわれるものであるから念のため申し添える。

おつて、関係機関に対する措置状況について通報願いたい。

別紙(1)省略

別添2の5

写

恩公審議発第32号  
昭和40年7月13日

警察庁長官官房長 殿

総理府恩給局長

警察における証明事務の合理化について  
標記の件についてご依頼のところ、従来恩給証書の亡失については、恩給給与規則第36条及び恩給給与細則第11条の規定により取扱ってきたところでありますが、自今、これが取扱いについては次のように行なうこととしたので、ご了解願います。

記

- 1 恩給証書を亡失した理由が、盗難、火災その他の罹災等の場合にあつては、その事実を警察官署で証明できるものについては当該証明書を添付するものとする。
- 2 上記1以外の場合にあつては、警察官署の発行する遺失証明書類は必ずしも添付する必要はない。  
ただし、この場合においては、亡失てん末書に遺失届を提出した警察官署名、届出年月日及び亡失の具体的事実等を記載させ、かつ、再交付申請の調査に際しては、特に再交付申請者の現住所の確認を厳にするものとする。

別添2の6

写

厚生省総第57号  
昭和40年8月3日

警察庁長官官房長 殿

厚生大臣官房長

警察における証明事務の合理化について（回答）  
昭和40年5月18日警察庁丙能発第13号をもって依頼のあつた標記については、検討の結果、貴庁の趣旨に添つて事務処理することに決定したので回答する。

別添2の7

写

40 秘 第388号  
昭和40年8月2日

警察庁長官官房長 殿

農林大臣官房長

警察における証明事務の合理化について

さきに昭和40年5月18日付け警察庁丙能発第13号にて依頼のあつた件については、当省関係分につき別添のとおり処理したので、お知らせする。

写

40 畜 A 第4492号  
昭和40年7月29日

知 事 殿

農林省畜産局長

亡失した免許証の再交付について

今後、装蹄師法施行規則（昭和15年農林省令第50号）第5条に基づく装蹄師免許証の亡失による再下付については、装蹄師免許証再下付申請書に亡失の事由をなるべく詳細に記入させて審査することとし、警察における亡失の証明を要しないこととするよう取扱われたく依頼する。

なお、獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）第8条に基づく獣医師免許証の再交付についても同様に取扱いたいので、よろしくご指導願いたく申し添える。

写

40 林野造第721号  
昭和40年7月22日

知 事 殿

林野庁長官

警察における証明事務の合理化について

このことについて別紙写しのとおり警察庁長官官房長から農林大臣官房長あてに依頼があつたので、貴職においても鳥獣捕獲許可証、鳥獣飼養許可証、狩猟免状、狩猟者講習修了証明書の再交付等に当つては、今後警察の証明事務をわずらわすことなく、独自の判断によつてこれを行なわれたく願います。

（別紙写し省略）

別添2の8

写

40 総 第30号  
昭和40年7月19日

警察庁長官官房長 殿

通商産業大臣官房長

警察における証明事務の合理化について

昭和40年5月18日付け警察庁丙能発第13号でご依頼のあつた上記の件については、異存がありません。なお、省内関係先へはご依頼の趣旨を通知しましたので申し添えます。

別添2の9

⑤

建設省警審第1号  
昭和40年6月5日

警察庁長官官房長 殿

建設大臣官房長

警察における証明事務の合理化について

(回答)

昭和40年5月18日付け警察庁丙能発第13号で照会のあつた標記について下記のとおり回答します。

記

警察の「届出受理証明」を要求している事務は、本省にあつては建築士試験の受験票の再交付の事務、都道府県にあつては建築検査済証の再交付の事務があるが、これらについては法令の根拠はなく、事実上警察の届出受理証明を要求しているにすぎないので、行政事務合理化のため廃止することに異存はありません。

なお、宅地建物取引業法の一部改正(昭和39年法第166号)に伴い宅地建物取引業の免許証再交付の事務については、宅地建物取引業法施行規則第4条の3により免許証の亡失について再交付申請の義務があるとされており、業界の状況からみて悪用されることも考えられるので、盗難による亡失の場合に限り、盗難届受理証明を再交付申請書に添付させることとしたい。

別添2の10

⑤

40 総 第 30 号  
昭和40年7月19日

警察庁長官官房長 殿

通商産業大臣官房長

警察における証明事務の合理化について

昭和40年5月18日付け警察庁丙能発第13号でご依頼のあつた上記の件については、異存がありません。なお、省内関係先へはご依頼の趣旨を通知しましたので申し添

えます。

別添2の11

⑤

自治振第251号  
昭和40年7月2日

警察庁長官官房長 殿

自治省行政局長

警察における証明事務の合理化について

5月18日付警察庁丙能発第13号をもつて貴職より自治大臣官房長あて御依頼のあつた標記の件については、別紙のとおり各都道府県に通知したので、御連絡します。

⑤

自治振第250号  
昭和40年7月2日

各都道府県知事 殿

自治省行政局長

警察における証明事務の合理化について

標記について、警察庁より別紙のとおり依頼があつたので、都道府県においても当該関係事務処理手続に検討を加え、事務の合理化について配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨通知の上、指導されるようお願いいたします。

なお、都道府県および市町村における証明事務についても同様に合理化すべき事務があると思われるので、問題点を調査の上意見があれば7月末日までに御回報願いたい。

(別紙省略)

別添2の12

⑤

国 総 第 79 号  
昭和40年8月3日

殿

文部省大臣官房長

安 嶋 弥

警察における証明事務の合理化について(通知)

このことについて、警察庁長官官房長から文部省大臣官房長あて、別紙のとおり依頼がありました。

ついで、今後は、行政事務合理化の趣旨に沿って特別の事情があるものを除き、貴職における関係事項の事務処理手続に検討を加えられ、ご協力されるようお願いいたします。

(本信送付先)

各国立学校長

各所轄機関長

各都道府県教育委員会教育長

各公・各私立大学長（短大を含む。）

別紙省略

国総第79号

昭和40年8月3日

警察庁長官官房長 殿

文部省大臣官房長

安嶋 弥

警察における証明事務の合理化について  
このことについて、別紙のように通知しましたのでお知らせします。

## 「遺失、盗難届出証明発給規制の趣旨」

遺失又は盗難被害物件	発給規制の趣旨
<p>1 官公庁、学校関係</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険証明書</p> <p>(2) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証又は日雇労働被保険者手帳等の被保険者手帳</p> <p>(3) 調理師、栄養士、はり師、クレーンシグナー、ボイラー技士、クレーン運転士、溶接士等の免許証</p> <p>(4) 年金手帳、母子健康手帳、身体障害者手帳等の手帳</p> <p>(5) 鳥獣捕獲、農地転用等の許可書</p> <p>(6) 公的年金の年金証書</p> <p>(7) 雇用保険受給資格者証</p> <p>(8) 狩猟免状</p> <p>(9) 転出証明書</p> <p>(10) 学生(身分)証</p> <p>(11) その他前記証明書、手帳等に類するもの</p>	<p>遺失(盗難被害)物件が発見できない場合の再発行については、府民の負担を軽減するため、警察本部長から関係官公庁、大学学長等に依頼して、遺失(盗難)の届出証明は提出しないで、遺失(盗難被害)があった旨を申し出て手続をすればよいことになっているため。</p>
<p>2 会社その他の事業所関係</p> <p>(1) 社員証</p> <p>(2) 職員証</p> <p>(3) 組合員証</p> <p>(4) 定期券</p> <p>(5) その他一般会社等が発行している証書類等</p>	<p>官公庁等においては、被保険者証、許可書等の物件について、遺失(盗難被害)により再発行の必要が生じた場合に、遺失(盗難)の届出証明なしで再発行することとなっており、また、遺失者(被害者)が、単に警察に届出を行ったことを証明するにすぎない届出証明を入手するために、忙しい時間を割いて警察署を訪れることは二度手間になるため、大阪府警察では届出証明の発給は原則として法令で義務付けられているものに限定することとしており、その旨を遺失者(被害者)から会社等に説明し、警察の証明なしでの処理を依頼してもらうこととしているため。</p>
<p>3 保険会社関係</p> <p>損害(盗難)保険の目的となっている物件</p>	<p>盗難保険の対象となる物件が盗難被害に遭った場合の、保険会社に対する保険金請求手続については、府民の負担を軽減するため、警察本部長から各保険会社に依頼して、盗難被害について警察に届け出ている旨を会社に申し出れば、盗難の届出証明なしで処理してくれるようになっているため。</p>